

3 通報専用電話業務統計（2019年4月1日～2020年3月31日）

(1) 警察官通報（精神保健福祉法第23条）等の件数

（単位：件）

警察官通報対応	処遇相談	保健所対応	その他	計
1,087 (77.3%)	228 (16.2%)	91 (6.5%)	—	1,406

* 警察官通報対応…警察官通報を受理し、措置業務を行ったもの。または、警察署を訪問し、通報取下げとなり、医療機関調整や助言を行ったもの。

処遇相談 …警察官通報には至らないが、電話にて医療機関調整や対応の助言等を行ったもの。

保健所対応 …保健所の措置業務で情報センターが医療機関調整を行ったもの。

(2) 警察官通報対応結果

（単位：件）

診察結果 対応結果	措置入院	緊急措置入院	措置不要	計
精神保健診察実施	164	35	97	296
精神保健診察不要				229
保健所に対応引継ぎ				530
通報取下げ、医療機関調整				16
通報取下げ、対応助言				16
合計				1,087

(3) 緊急措置入院の再診察結果

（単位：件）

	措置入院	措置不要	計
緊急措置入院後再診察	2	2	4

(4) 処遇相談対応結果

（単位：件）

電話対応のみ	電話により 医療機関調整	計
163 (71.5%)	65 (28.5%)	228